

事 務 連 絡
令和5年11月10日

都道府県砂防主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部
砂防計画課 土砂災害防止技術推進官
地震・火山砂防室 企画専門官

土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（補足）

令和5年11月10日付で通知した「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」に関して、下記のとおり補足しますので、対応について検討いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、本内容を貴管内市町村に周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 土石流危険渓流の標識の取扱いについて

土石流危険渓流の現地表示については、「総合的な土石流対策の推進について」（昭和57年9月1日付け建設省河砂発第50号）」により進められてきたところであるが、今般発出した通知を踏まえ、土石流危険渓流の標識の取扱いについて以下のとおり対応を検討されたい。

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている場合は、土石流危険渓流の標識を存置するか、又は土石流危険渓流を表記した土砂災害警戒区域の標識等に改修するよう努められたい。

その際、土砂災害警戒区域（土石流）の区域の標識等の全てに「土石流危険渓流」の表記を入れる等、箇所間で情報に差が出ないように留意されたい。

なお、土砂災害警戒区域の標識等の設置については、防災・安全交付金の総合流域防災事業（土砂災害リスク情報整備事業）を活用されたい。

- ② 土砂災害警戒区域（土石流）に指定されていない場合は、土石流危険渓流の標識を順次撤去するよう努められたい。

その際、必要に応じて、令和5年8月28日付「水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について（国水総第534号）」に基づき適切に処理するよう留意されたい。

2. 土砂災害ハザードマップについて

土砂災害ハザードマップに土砂災害危険箇所を表示している場合は、ハザードマップの改定の際に削除するよう努められたい。

ただし、土砂災害警戒区域に指定されていない土砂災害危険箇所において、過去に土砂災害が発生した実績がある場合は、土砂災害発生の実績がある箇所として改めてハザードマップに表記する等、土砂災害の危険性の周知に留意されたい。

3. ホームページ（GIS等）での公表について

令和6年度以降、速やかに土砂災害危険箇所を削除するよう努められたい。

その際、必要に応じて削除理由を一定期間掲載するよう留意されたい。

ただし、直ちに土砂災害危険箇所を削除することによって危険性の周知が不足するなどの不都合が生じる場合は、状況に応じて適切に対応されたい。

4. その他

- ・地域防災計画等に土砂災害危険箇所に関する記載がある場合は、それらの改定の際に削除するよう努められたい。
- ・土砂災害危険箇所であったものの、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域の基準に該当しないと判断された流域については、高精度な地形図を用いた2巡目以降の基礎調査において、いま一度土砂災害の危険性について確認するよう努められたい。

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 山本、竹島、杉田
TEL:03-5253-8468（直通）